

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
34	地域バス路線に係る補助要件の緩和(7件)	国土交通省	1~7
32	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲(2件)	国土交通省	8~12
27	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止(3件)	国土交通省	13~20
23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲(2件)	経済産業省 資源エネルギー庁	—

地域バス路線に係る 補助要件の緩和について

平成26年9月16日

総合政策局公共交通政策部
自動車局

- ①国からのバス運行に対する赤字補助について、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量15人／日以上の補助要件を満たさなため、当該要件を緩和・撤廃する。【管理番号 95、172、435、842】
- ②バス路線の再編に当たって路線を分割する場合には、分割の結果、補助要件を満たさなくなる場合であっても、再編前と同様に赤字補助の対象とする。【管理番号 879】
- ③国からの地域内ファイダー系統に係る補助を充実させる。
【管理番号 336、343、842】
- ④国からのバス車両購入費補助について、事業者は車両購入時に多額の経費が必要となるにも関わらず、その経費に係る補助は5年間に分割して行われるため、車両購入時の一括補助とする。【管理番号 842】

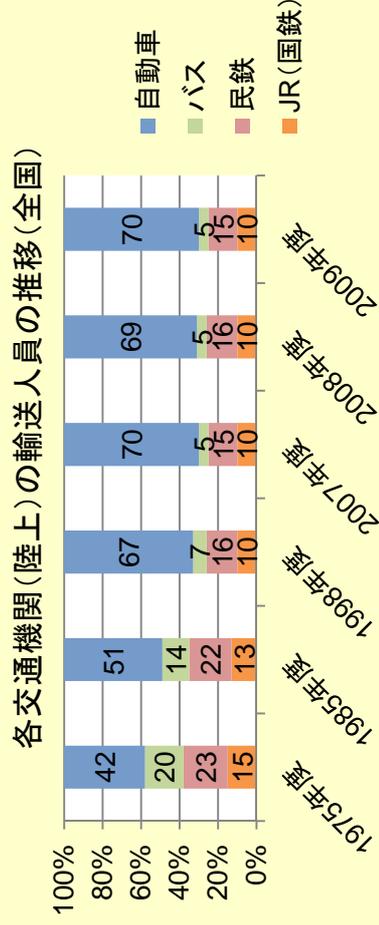
地域公共交通の現状と課題

- モータリゼーションの進展により、地域公共交通の位置付けが相対的に低下し、輸送人員の減少に歯止めがかからない状況。
- 交通事業者の不採算路線からの撤退による地域公共交通ネットワークの減少や運行回数などのサービス水準の大幅な低下が進行するとともに、地域交通を担う民間事業者の経営悪化が進行。

モータリゼーションの進展と輸送人員の減少

- モータリゼーションが著しく進展

- バス・鉄道の分担率は、6割から3割に低下



- 輸送人員は大幅に減少

	1990年	2000年	2010年
乗合バス事業	65億人	48億人	42億人 (90年に比べ35%減)
地域鉄道	5.1億人	4.3億人	3.8億人 (90年に比べ25%減)

(出典)自動車輸送統計年報、鉄道統計年報及び国土交通省調査

地域公共交通サービスの衰退

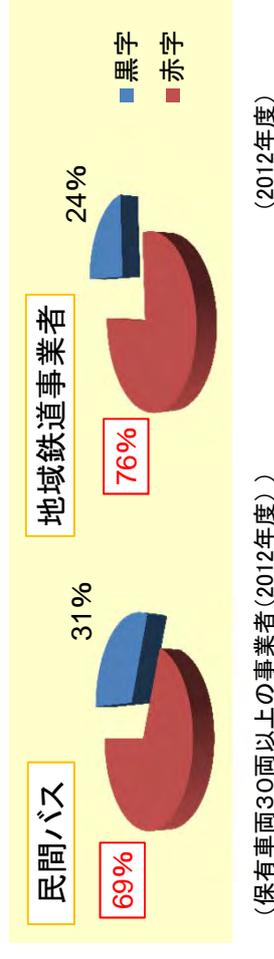
- 乗合バスについては、過去5年間で約8,160kmの路線が完全に廃止。鉄道については、過去5年で約7カ所約105kmの路線が廃止。

- 公共交通空白地域の深刻化

	空白地面積	空白地人口
バス 500m圏外 鉄道 1km圏外	36,477 km ² (我が国の可住地面積の約30%)	7,351千人 (我が国の人口の5.8%)

(出典)平成23年度国土交通省調査による

- 民間バスの約7割、地域鉄道事業者の約8割が赤字



今後の急激な人口減少の下で地域公共交通をめぐる環境はますます厳しいものとなることが想定される。

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

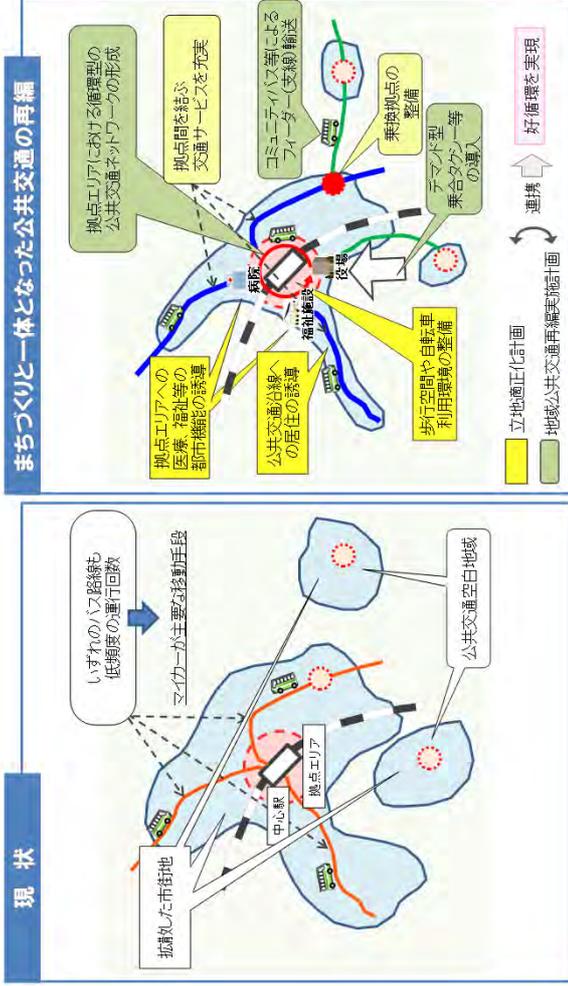
目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

軌道運送高度化事業 (LRTの整備)

鉄道事業再構築事業 (上下分離)

地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事業者等の同意の下に策定

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し